

平成 年 月 日

中津市長
新貝正勝様

全国清掃事業連合会

会長 三井 崇裕

全清連九州ブロック協議会

会長 西山 末男

大分県清掃事業協議会

代表 崔 起成



委託ごみ収集運搬業務に係るご要望

謹啓 時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、私ども全国清掃事業連合会加盟業者に対し、格別のご理解・ご指導を賜り深く感謝申し上げます。

さて、貴職におかれましては、中津市一般廃棄物処理計画および中津市一般廃棄物の収集運搬の委託に関する規則に基づかれまして、委託ごみの適正処理に取り組んでおられることと存じますが、この度、当全国清掃事業連合会加盟の貴市委託ごみ受託業者から、貴市委託ごみの収集・運搬業務に関する改善要望についての相談が有りまして、検討させていただいた結果、下記の事項について、貴職に対し改善ならびに改正のご要望をさせていただくことと致しました。

つきましては、貴職におかれましても、全国清掃事業連合会ならびに当会加盟の貴市委託ごみ受託業者の改善ならびに改正要望事項につきまして、ご賢察いただきまして、特段のご高配を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

謹白

記

＜委託ごみの収集・運搬に係る改善ならびに改正要望＞

1. 改善要望事項

①委託ごみ収集時間の変更について

平成 16 年度より、収集時間が午前中、祭日、土曜日も収集するとの仕様になりましたが、これにより増車に伴う車両関係費及び労務費、管理費の増加が生じてまいりました。加えて過積載などの危険も常時存在し、適正な業務遂行に余裕がなく支障の恐れも出てまいりました。

この私どもが直面する事態に鑑み、委託ごみの適正かつ安心・安全な業務遂行を確保するために、収集時間の改善をご要望いたします。私どもと致しましては、午後 3 時までの延長ができるないかと考えるものですが、ご検討の程何卒よろしくお願ひ申し上げます。

②無償災害支援協定の締結について

私どもは、中津市における台風、地震等の自然災害に際し、市災害対策本部等の指示に従って、委託仕様外の業務に従事する所存であります、全国的な事例を見ますと一般的には、災害支援協定を市と受託業者の間で締結した上で、防災計画に組み込まれ、非常時に備えることとなっております。

私どもと致しましては、非常災害時における無償の災害支援協定の締結を考えているところですが、このことについて、貴職とご協議させていただきたく改善要望事項といたします。

2. 改正要望事項

「中津市一般廃棄物の収集・運搬の委託に関する規則」の改正について

現在、委託ごみの契約方法につきましては、「中津市一般廃棄物の収集・運搬の委託に関する規則」（以下、「規則」という）により、「法に定める市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者」による指名競争入札方式にて決定することとなっております。

私ども委託ごみ受託業者は、平成5年10月から今日まで毎年継続して、委託ごみを受託させていただいてまいりましたが、この間、中津市の生活環境の保全、公衆衛生の向上のため市の指示・指導に従い、適正に業務を遂行し、市民の皆様の信頼をいただきてきたものと自負しております。

しかしながら、指名競争入札あるいは見積入札が14年間続いた結果、私どもの経営は、きわめて厳しい状況に陥っております。

ご承知の通り、ごみ収集・運搬業務経費は、主要には車両関係費と労務費及び直接・間接管理費によって構成されておりますが、車両関係費の縮減については限界があり、現在の価格重視の入札方式が続けば、受託を続けるためには労務費を削っていくしか方法はありません。私どもはここに到って、このような状態は正常な在り様であろうかと思わざるを得なくなりました。

(社)全国都市清掃会議(全都清)等から出ているデータや全清連加盟の他市町村委託ごみ受託業者等のお話しを聞きますと、年間一人当たりの作業員のコストで比較をすれば、直営が700万～800万円かかるのに対し、民間では300万～400万ということですが、御市において現状からさらに価格競争入札を続けるとすると、私どもは赤字経営を続けるわけにはいかず、労務費を削っていく他ありません。

そして、この労務費削減を進めていけば、私どもは、従業員を年収200万以下のワーキングプア状態に追いつめることになってまいります。私どもは、このような在り方は、間違っているのではないかと考えます。

一方、ご承知の通り、御市では、大手自動車メーカーと、その関連企業の進出により、私どもの業種との賃金格差は広がっており、労務費削減は雇用確保をさらに困難にさせるものです。

確かに、市財政の健全化、効率化は不可欠ですが、物品購入や建設工事において安く発注することと、私どもの業務は、性格が異なるのです。安い賃金で働いていただくことには、おのずから限度があるのではないかでしょうか。

法律上の視点で考えますと、契約締結の方法としては、地方自治法第234条で一般競争入札を原則としていますが、この対象となる契約は私法上の契約であり、公法上の契約である一般廃棄物処理業務に係る委託契約については対象とならないと解されているところです。

また、廃棄物処理法施行令第4条第5号は、一般廃棄物処理業務に係る委託契約について「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」と定めていますが、これは経済性の確保等の要請よりも、業務遂行の適正性を重視しているものと解され、最低価格での入札者と契約を締結する一般競争入札制度とは異なる立場をとっています。これは、廃棄物処理法が、環境汚染防止を目的とした法律であるからです。

御市では、上記の法律上の視点も検討された上で、「規則」を定めておられることと存じますが、私どもは、改めて貴職におかれまして、私どもが直面している苦境をご勘案していただき、「規則」の改正についてご検討いただきたいと考えるものです。

ご承知の通り、電気・ガス・上下水道・ごみ処理は、市民のライフラインであり、安定性、継続性と安全・安心がサービスの本質です。

私ども受託業者は、14年間継続して受託業務を適正に遂行し、地域の環境保全と公衆衛生向上にまい進してまいりました。どうか、公共サービスの本質に踏まえて、現行の「規則」の改正について、ご検討いただきますよう重ねてご要望申し上げます。

なお、本要望につきましても、貴職とご協議させていただく中で、解決の道筋を見い出してまいりたいと存じますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上